

## 第八篇 人物

太田 昌明

昌明は叡山延暦寺の僧にして常陸房と稱し西塔谷に住す。其先は村上源氏にして、具平親王より出づ、七世、憲政は民部大輔となり、八世、豪運〔平家物語攝津律者に作り源平盛衰記攝津堅者に作る〕となり、九世昌運の子なり。文治元年十一月十二日、後鳥羽法皇、源頼朝に命じ源行家、源義經を捕へしむ、行家、義經と相失ひ、和泉に逃る、頼朝平六、備仗時定をして、行家を索めしむ。常陸房昌明召に應じて、和泉に赴き行家が八木郷日向守清實の家に逃るゝを知りて之を襲ふ行家二階に匿る、突入して縛す、行家多力にして制し難し、時定の従士馳せ來り石を以て行家の額を打つ、行家笑つて曰く敵を撃つに及あり何ぞ礫を用ゐんやと、時定の兵士踵ぎ至り遂に之を擒にせり。行家昌明に乞ひて曰く、帶ふる所の刃を視んと昌明之を視せしむれば、其刃に削刻四十餘所あり、昌明曰く、我山上にて屢々惡僧と闘へり、されど未だ精技公の如き者に値はず、公の我を視る如何と。行家曰く、已に汝の虜ふる所たり、復何をか言はんやと、遂に赤井河原に斬らる、時に文治二年五月十

二日なり、首を使者に托して同月二十五日鎌倉に至る、頼朝使者を營中に引見し其次第を尋問し、昌明を賞せず却て之を流せり、世人之を怪む。後徴し還し、食邑として攝津葉室庄、但馬太田庄を與へ、且曰く汝下臈の身を以て良將を殺す、恐らく不祥を受けん、故に姑く流し以て咎殃を塞ぐのみと。昌明居を太田莊にトし移て之に居る依て太田を氏とす。文治五年七月十九日頼朝奥州の阿部泰衡を征して、軍を出す、昌明之に従ふ。

承久三年四月、後鳥羽上皇、北條義時を討せんとて、城南寺之流鏑馬に托して義時の罪を聲し、山城外十二ヶ國の兵を徴す、集るもの凡一千七百餘人なり。同年五月十五日再び、勇士を募る、使者五人院宣を齎して昌明が許に至る、昌明直に使者五人を斬る、院中に赴かんとする國內の軍兵昌明を襲ふ、昌明一旦防戦せしも山中に引籠り(傳はる所に依れば昌明一旦防戦せしも、塞を西野々村孤屋ヶ谷に築き)、義時の軍兵の京に入るを聞き、出で、之れ

に合し、共に京師を攻む、官軍連敗す。同年七月二十四日北條義時後鳥羽院の皇子雅成親王を但馬に流し、昌明をして守護し奉らすべき由相州武州に下知を加ふ、同年七月二十六日但馬守護職に補す。〔東鑑〕『鎌倉實記』『平家物語』傳へ云ふ昌明太田莊に赴き、一旦木村堀の内に居をトし後太田龜が城を築き、晩年に至り更に岩吹城、佛清城を築き一

族及家臣をして之を守らしめ又了見寺及長福寺を創立すと、卒年詳かならず太田五輪ヶ谷に葬ると。(舊跡参照)

昌明が子政廣、行明あり、政廣は家を襲ぎ、行明は名和氏の祖たり。

### 太田 政頼

政頼は昌明四世之裔なり、太郎左衛門尉と稱し但馬守護職たり、弘安八年十二月鎌倉の命により、但馬太田文を進む、同書にある太田一族の地頭なりし莊園は左の如し。  
朝來郡竹田庄二十八丁

地頭 太田太良左衛門政頼

氣多郡觀音寺九丁四反二百四十步

地頭 太田三良治良入道行願

同 圓提寺五丁四反

地頭 同 人

出石郡雀岐庄西方三十六丁四反六十步

地頭 太田左衛門三良入道如道

弘原庄五十丁

地頭 太田太良左衛門政頼

神戸郷三十四丁七反百十六步

地頭 太田治良左衛門政直跡

下里郷六十一丁九反二百四十步

地頭 太田三郎治郎入道行願

高龍寺五丁

地頭 同人

城崎郡下鶴井庄二十六丁一反百三十五步

地頭 太田左太郎

氣比庄五十一丁二百九十步

地頭 太田太郎左衛門政網跡

内氣比村

地頭 太田太郎左衛門政頼

立野村

地頭 太田左衛門二良政光

本庄村島

地頭 太田左衛門三良政魚

美方郡佐須庄七十八丁七反十步

地頭 太田牛熊丸

『但馬太田文』

太田守延

守延は太田政頼の孫にして、三良左衛門と稱し、檢非違使に任せられ、但馬守護職たり。元徳二年、後醍醐帝、東大寺興福寺に幸し、僧徒を誘ひ、北條氏を伐たんと謀り給ふ。謀洩れ、高時承久の故例に依り、帝を隱岐へ、第六の宮恒良親王を但馬に流し、守護太田判官の家に幽す。後畑山日出神社境内に奉す。元弘三年二月二十四日、帝隱岐を出て、伯耆逢坂港に至り、名和氏に依り、船上山に幸し給ふ。同月十三日、帝左衛門中將源忠顯に救し、山陰・山陽二道の兵を召させ給ふ。忠顯命を奉じて、伯耆を出でしとき、千餘騎なりしが、因幡伯耆出雲美作但馬丹後丹波若狹の兵走せ加はり、二十萬七千餘騎となりぬ。此時守延皇子恒良親王を奉じ、行く行く兵を催しつゝ、京都街道を進み、野花、天寧寺に軍し、翌日篠村にて忠顯に參會す。忠顯甚だ悦び、錦の御旗を立て、恒良親王を上將軍とし、守延を裨將とす。四月二日、篠村を發足、西山峯の堂に陣し、忠顯は神祇官の

前に營し、勢を分て、上は大舍人より下は七條まで、小路ごとに千餘騎づゝ指し向ひて攻させらる。戰酣なり、守延人を京中に入れ、各所に火を放たしむ、烈風の爲め火勢燄々たり、賊軍敗れ退きぬ。是より先き賊軍佐々木時信、隅田高橋南部、下山河野、陶山、富樫小早川等五千餘騎を選びて遊撃に備ふ。守延一條二條を攻む、此荒手に會し、官軍戰慄れて抗する能はず、守延敗れ死す、從て死するもの三百餘人、時は元弘三年四月八日なり、墓は丹波樫原にありと。『太平記』、『大日本史』

名和氏記事、大石系圖によるに、名和長年義兵を起し、一族大石、大井をして、但馬に遣し、太田氏を誘ふ、元是れ同族なればなり、依りて守延、恒良親王を奉じ、義兵を起せりと云ふ。

## 寂室圓應禪師

禪師は江州瑞石山永源寺の開祖なり、寂室は字、諱を元光と云ふ。作州の人。藤原氏。伏見天皇正應三年五月十五日誕生。神光室に滿つるの奇瑞あり。七歳の時、數人の兒童魚を釣り、師をして之を守らしむ。師自ら謂らく、此魚微物なりと云へども、皆生命を有つ。生を希ふ豈我と異らんやと。他の兒童釣り來つて、師に託する毎に、輒ち放てりと云ふ。慧敏以て知るべし。後、東福の智海に依て落髮受具す。師姨母

京に在る者有り。一日師之を訪ふ姨母曰く汝平常寺に在り美味を食せず、今日之を喫せよと。則ち鮮魚を侑む。師色を正して曰く、我已に釋門に入る豈佛戒を犯さんやと。十五歳の時江州田上に到る。一僧の坐禪するを見て心竊に愛慕す。又一日茶を摘む。一僧師の風采態度を見て曰く、汝は凡人に非ず。何ぞ鎌倉に到り約翁に見えざる、地は是れ天下雲水の登龍門なり。(約翁諱德儉、鎌倉の人。法を蘭溪道隆禪師即大覺國師に嗣ぐ。佛燈大光國師なり。)汝約翁の鉗鎚を受けば必ず大法器と成らんと。其僧遂に師を伴ふて鎌倉に到り約翁に見えしむ。翁曰く昨夜諸聖降臨して光明山河を照すと夢む、汝名を元光となせと。約翁建仁に出世す、師湯藥の侍者たり。時に人或は嫉むで論議紛々約翁顧みず。時に約翁不安、師問て曰く、如何なるか是れ末後の一句翁幕面に一掌す。師豁然領悟す時に師十八歳なり。此冬師一偈を作て雪達磨を贊す。曰く

暫借空華示半標 普通年事未迢々 西天此土飄零恨 縱使春風吹不消

寧一山見て稱賞す。師の詩名之より江湖に鳴れり。當時支那天目山中峯和尚の道風四百餘州を風靡す。師聞て後醍醐帝元應二年を以て海に航して彼地に到り、中峯、古林、清拙、靈石等の諸大老に參見して嘉暦元年歸朝す。是より二十五年の間跡を晦し光を韜み、山陽山陰東海畿内の諸國諸寺に或は半年或は一年卓錫し萍遊して専ら

聖胎長養をなす。我資母村金藏寺を訪ひしは正に此間の事に屬す。按ずるに『寂室錄』上卷一丁に

書金藏山壁 二首

借此閑房恰一年 嶺雲溪月伴枯禪 明朝欲下巖前路 又向何山石上眠

風攪飛泉送冷聲 前峯月上竹窓明 老來殊覺山中好 死在巖根骨也清

嗚呼當時師をして一年錫を挂て、嘯花吟月意に任せて悠遊せしめたる金藏山上の主は誰ぞ。恨むらくは六百の星霜を隔て史料備らず、此外何の知ることなきを。次に

九月十三日遊田原村投宿於茅舍同來諸弟皆曲肱就寢獨開窻觀月聊寫老懷

耳

戊子季秋將半日 田原村裏宿烟蘿 看來五十餘霜月 幽興不如今夜多

と。此外左の一首あり。金藏山の事に與るに非るも明に金藏山上の作なれば亦之を左に掲ぐ

備前要侍者偕予寓但之金藏山冬迫于春忽一日辭往京師俚語以成費別云

子伴病夫金峯索莫 對雪擁爐口邊生醜

三玄三要懶商量 四句百非渾剗却

今朝又遂春雲歸帝鄉 何日相逢共看山月白

以上四首の詩及其引を綜合するに借此閑房恰一年と云ひ戊子季秋と云ひ、又冬迫于春と云ふ。のみならず更に『寂室錄』上卷六丁に

戊子姑洗之未出遊而歸云々

の語あるが故に正平三年戊子(貞和四年)より翌年己丑の秋迄金藏山に在りしを知るべく、又遊田原村詩に看來五十餘霜月と云へり。正平三年は師の五十九歳に當れるならん。

正平十五年(延文五年)師七十一歳、佐々木氏頼其采地に於て奥の島と雷溪の山水明媚なる地に永源寺を創建し師を開祖に請せり。當時師の道譽天下に喧傳され遂に天聽に達し、手詔の御間を賜ふ。又輪下に輻輳する布衲千を以て數ふ。正平二十二年(貞治六年)九月朔彼の有名なる遺誠を兒孫に與へ泊然として示寂す。勅して圓應禪師と謚す。壽七十八。臘六十三語錄二卷あり。遺偈に曰く

屋後青山 檻前流水 鶴林雙趺 熊耳隻履

又是空華結空子

大正天皇更に左の恩命あり。

故圓應禪師

諡正燈國師

昭和三年四月十七日

從二位勳一等

宮内大臣 一木喜徳郎奉

〔寂室録』『寂室行狀記』『延寶傳燈録』及『禪宗誌』〕

祐山嫩佐禪師

師諱は嫩佐、字は祐山。小出播磨守秀政の四男なり。秀政始め攝州阪陽に在るや。陽向山玉泉寺の南臺昌磨に歸信し、其二男と四男とを剃髮染衣せしむ。兄則ち默室秀闇、弟は則ち師なり。共に法中の犢龍を以て目さる。秀闇は昌磨の後を襲ぎしも、元和四年二月二十日遷化す。師乃ち入つて後席を董す。文祿四年小出吉政封を出石に移され、次で慶長十年玉泉寺も亦出石に移りて梵唱山吉祥寺と號せり。大和守吉英出石の高城を廢して新に山麓に築城し、民家を現地に移す等、皆師の獻策する處なりと云ふ。師博學高德、時人の渴仰する所となり、吉祥寺の末寺八ヶ寺中、其六は師

を開祖となす。而して資母村中藤玉宗寺は其一なり。師慶安二己丑年三月五日示寂す。『吉祥寺記録』

### 鼎山一猷禪師

師の行狀年譜詳ならず。

師字は鼎山、諱は一猷。何許の人なるを知らず。肥後熊本泰勝寺開祖大淵玄弘（勅證空惠寶明禪師）に嗣法。出石宗鏡寺中興の第一世。金藏寺の中興開山丹後田邊大泉寺の第四世にして又泰勝寺にも住せし事有るべく、更に妙心に出世視篆せり。

正保二年正月二十九日、澤庵禪師小出大和守吉英に遣りし手翰に左の語あり。

又天祐など被請下焼香御頼有度儀と

被寄思召候段も御尤には存候へども

爲住持鼎山座元御入候間住持鼎山の

焼香尤存候

と。是れ小出侯大徳寺より天祐紹果禪師を請して先代の佛事を修せんとせしを、澤庵禪師が宗鏡寺住職たる鼎山に焼香せしむべきなりと諫止せられしものなり。以て澤庵禪師が師を信任せし情を知るに足る。

師明曆三年十月朔資母村金藏山に登る。是より先き中山其他金藏山麓の諸民、古寺の跡、寂室の遺蹟に一字の觀音堂を造營せり。師翌日出石に歸らんとするや諸人袂を引いて留め、師を請して再興を議す。斯くて遂に現金藏寺の基礎は置かれたり。

(金藏寺の條參詳)

翌明曆四年六月十八日再び登山入寺す。思ふに是れ已に宗鏡寺の印を解き、先師大淵の曾て住せし丹後大泉寺へ赴くの途上ならん乎。

大泉寺は慶長二年細川越中守忠興創勦し、麩米七十五石を寄進せしも慶長五年細川氏九州へ移封され寺運衰微す。師大泉寺に入るや拮据經營大に挽回に努む。新國主京極修理大夫高三其道心に感じ寺領として四石六斗五升四合を寄進せり。師は延寶二年九月五日示寂す。

『大泉記錄、澤庵禪師尺牘、宗鏡再輝、宗鏡寺鐘銘、金藏寺古文書、澁谷伊右衛門古文書』

### 孝子勘太夫

勘太夫は、木村、農九兵衛の養子なり、幼にして孤となり、出石町を彷徨へり、九兵衛連れ歸りて養子とせり、九兵衛には實子二人あり、兄を喜左衛門と稱し、妹は其名を逸せり、九兵衛石高八斗程の水呑同様の貧者なれども、内四斗を勘太夫に與へ、別家せしめ、

己れは喜左衛門と共に住めり九兵衛、老いて、耕耘の業を爲す能はざりしかば、藁仕事を以て漸く其日の糊口を凌げり、勘太夫。其恩に感じ別家（法名義禰信士）にありしも。朝は夙に起きて父母の安否を伺ひて後朝食するを常となし、夜も亦父母の家に至りて、藁仕事白挽き等の手傳をなし、父母の寢具を温め、且膝腰を揉みつゝ其熟睡するを見て己が家に歸るを常とせり。享保五年十一月二十三日父九兵衛死す、（法名義禰信士）後母に仕へて孝養怠りなかりき、或時は夕食の一部を妻にかくして與へ、又他所へ行きし時は行厨の半を残して與へ、其歡心を得無上の樂みとせり。斯く孝養怠らざりしかば、弟喜左衛門並に勘太夫妻も各其孝心にほだされ、孝養を競へり、勘太夫貧なれども上納米の如き怠りし事なかりき。享保十一年十月十日代官平岡彦兵衛其行を賞し、生野役所へ召出し金百疋を與ふ、同十二年十月四日代官長谷川庄五郎再び生野役所へ召出し銀子三兩を與へ、其善行を門閭に表旌しければ、遠近傳へてたゞえぬものなかりきといふ、弟喜左衛門は享保十年八月六日死す。（法名宗誓信士）母は元文五年十月十四日死し（法名操山妙節信女）、勘太夫は延享四年八月十日死す、法名月峯道性信士。『太田文書、藏雲寺過去帳』

享保十一年該村庄屋年寄等より生野代官所に差出したる書面及役所の呼出書を左に録す。

## 木村庄屋年寄百姓口書

一、當村勘太夫儀御公儀様御用大切に仕、母に孝行仕候段去々丑秋(享保六年)申上候其以後孝行仕候哉委細申上候様にと御尋に御座候、勘太夫儀前方申上候通三才の年、親九兵衛出石町にて捨子を拾ひ、養育仕候後捨子其譯勘太夫存候哉其差別相見え不申候、親九兵衛五六年以前相果申候、九兵衛存命之内持高八斗餘の内、勘太夫に四斗餘譲り別家へ出し、九兵衛夫婦其次男喜左衛門と一所罷在候處、勘太夫喜左衛門居宅之間三町程も隔り候處、毎日朝六つ時母方へ參り機嫌伺宿へ歸り朝飯給農業に出申候、晩は農業より歸り夕飯給直に母方へ參り母致候石臼と建臼を母の替りを仕、仕廻候て毎夜母伏り候得ば、腰膝をもさすり睡候を見届け候て宿へ罷歸り申候、勘太夫農業の間に薪背負出石町へ道法三里半ほどの所參り候に付晝食持參仕候内半分は給、半分は殘し候て母へ遣候辭退申候時は、忌候體に仕母へ遣申候去々秋以來は取譯孝行盡候様に相見え申候

一、去々丑冬(享保六年)出石御領但州久畑村一向宗光連寺と申寺方、勘太夫宅江尋被參、孝行之仕方被聞届銀子杯少々とらせ被申候、去寅(享保七年)六月福知山御領丹波國平野村仁左衛門と申者、庄屋方へ參り勘太夫と申者聞及候由にて相尋候に付孝行の仕

方委細に咄申候得ば仁左衛門書留罷歸り申候、當村より平野村へ道法六里程、久畑村へ三里程御座候

一、勘太夫女房、弟喜左衛門儀、前方申上候通女房は氣騷成生れ付に候得共、勘太夫に嫁候よりは正直に成勘太夫に従ひ母江孝行仕候、喜左衛門儀は九兵衛實子に御座候、勘太夫見真似孝心にて相應之妻をも嫁候様に懇意成者共申聞候得ば、不勝手に候得共女房相之候ては彌以不勝手に罷成候間、母江不孝に成候とて今以無妻にて罷有勘太夫に差添孝行仕候

一、勘太夫義水吞同前之御百姓に御座候間、勝手至極不如意には御座候へ共御公儀様御年貢米之儀は秋稻作收納之初米を先以年貢に内當、大切に御米こしらえ置、尤少々之御米蒔二重三重にからけ置、庄屋方より差圖次第早々上納仕候諸役之義御年貢米入置候郷藏之夜番百姓順番に相勤申外、百姓は手前仕業相仕廻候て、夜五つ時より四つ時迄之内罷越候、勘太夫は暮合時より明六つ時迄少茂伏り不申夜番大切に相勤相違無之段、庄屋方へ申届け罷歸り候、其外品々共に庄屋年寄申付候役儀之儀又は村中之者にも第一正直にて少茂如才無之心底に御座候間、村中不殘不便かり申事に御座候

右は御尋に付申上候趣少茂相違無御座候以上享保八年卯十月但州出石郡木村庄屋權右衛門、年寄吉右衛門外百姓十五名

其村勘太夫孝行之儀前方度々江戸表より御聞置被成候今度平岡彦兵衛北條平右衛門一通御尋勘太夫にも御逢可被遊候間來る十二日致同道庄屋年寄可被罷出候享保十一年午十月六日生野役所判

右書面に附書あり曰く

右御狀につき勘太夫年寄吉右衛門權右衛門同道致十月九日に生野へ參り十日に御目見へ仕候て平岡彦兵衛様より段々御褒美の上金子百疋被下置候

口上

拙者儀今日御目通被召出御尋之上金百疋被下忝難有頂戴仕候以上但州出石郡木村庄勘太夫判午十月十日平岡彦兵衛様御手代内記平右衛門様

右は勘太夫孝行之儀被召出御尋之上金子被下忝拙者共迄難有仕合に奉存候以上午十月十日木村庄屋權右衛門同村年寄吉右衛門

差上候口上書

一、勘太夫儀私に孝行仕候段前方御尋被遊候に付書付を以て申上候通り于今不相替

孝行仕候猶又此度御尋に付申上候通少も相違無御座候 以上但州出石郡木村勘

太夫母

一、勘太夫儀母に孝行仕候段前方御尋に付書付を以て申上候に付于今不相替孝行仕候哉と猶又此度御尋に御座候彌前方之通不相替孝行仕候御尋に付申上候通少茂

相違無御座候 以上木村庄左衛門勘太夫妹女房

一、同文 木村庄屋權右衛門年寄吉右衛門外百姓十五名

一、同文 唐川村太田市場中山口矢根奥矢根各村庄屋年寄百姓惣代連署

一、享保十二年未十月四日ニ勘太夫御役所へ被召出太田政右衛門様御取次ぎ長谷川

庄五郎様より銀子三兩被下置候 『太田文書』

### 孝子 蝶

蝶は口赤花村農與惣左衛門の娘なり、元祿八年生る、家裕ならず幼少の頃父を失ひ、後盲母に仕へ孝養十年一日の如くなりき、家貧なれば晝は雇はれて農業の賃仕事をなし、夜は寢所を暖め以て母の歡心を得るを以て日々の務めとしければ郷黨賞め稱えぬものなし。元文二年十一月出石藩主仙石政辰米數石を與へ、其善行を表彰す。

元文四年正月二十八日母七十四歳にて失せぬ、哭泣其極に達す。藩主蝶を召し引見

終身米一人扶持を與ふ時に蝶四十五歳なり、且莊屋平八が居常蝶を恤みしを嘉賞す、後考妣を祀る事生前父母に仕ふるが如し、寛保三年四十九歳にて死す墓は字主計にあり。(年代古碑参照)

一道宗等禪師

按ずるに正燈世譜に

大德三百七十七世一道宗等、明和三丙戌六月十七日出世。

宗鏡七世寛政十一己未正月二十八日示寂、壽八十五。

又大德寺世譜に

三百七十七一道諱宗等、見道善三百四十六に嗣ぐ、城州淀の人、明和三丙戌六月十七日改衣

宗鏡七世、同四年丁亥東海輪番、天明三癸卯東海再輪番、寛政十一己未年正月二十八

日示寂、世壽八十五。

其外大德寺住持籍紫岩略譜等略同じ。師の傳記は此外詳ならず。但宗鏡寺に住せしは見道宗善の嗣法たるに依る其法系左の如し。

圓鑑國師春屋宗圓—萬江宗程—天祐紹果—傳外宗左—大雲義林—天柱義雪—見道宗善—一道宗等

次に師が我資母村と關係あるは其晩年の事に屬す。即師曾て合橋村相田に閑居せ

し後坂津長禪庵に來り之が開祖となりしこと別記の如し。當時師の作にかゝる詩偈を左に掲ぐ

某于明和四年丁亥秋八月住東海方一月隨徒憂常住淡薄期年支吾某慰諭曰樹下石上一瓶一鉢衲子家常而已今蒙檀恩暫住大刹建化門中幸莫過焉胡爲乎及此言哉如我意則百艸頭邊便與樹下石上一觀豈以世情汚心田乎哉謹勿再爲斯言綴俚語二章勸誠假記賓主吐露胸懷

山居詩

知足庵

白雲藏拙一閑人 落葉深埋不拂塵

幽澗泉流霑半榻 親朋書絕養孤身

採薪汲水都眞果 嘯月吟花自了因

嗜好棄來無可覓 草庵依舊樂清貧

用前韻寄庵主

入得此門能幾人 浮生役々苦風塵

八荒雖濶纔容膝 百綴常疎水適身

淡飯麤茶香積供 念經禮佛樂邦因

終年無事忘違順 知足庵中不識貧

佛祖眞行履仰之且慕之劫石可消盡願心無盡時

天明己酉歲旦試筆

瑞雪春朝布喜歡 將軍威令萬邦安

衲衣下事又無恙 林岳玉振都改觀

又二年を距て寛政三年七十七歳元旦口號

知足因緣清淨果 衲衣不改領天陽

滿庭積雪豐年瑞 政化仰看遍萬方

次に善光寺如來を拜して

樂邦如縮地 日域禮金仙 琪樹薰風動 寶池雨色連

群迷忽瀟灑 滿目自清鮮 仰看毫光遍 天心圓月懸

曾て人の爲に自の像に賛して曰く

痴々兀々萬緣空 逆順雙忘一老翁

今古明々宗鏡耀 金剛妙體護眞風

又大黒天の像に賛して曰く

柔和正直 大黒尊天 自心清淨 萬寶現前

長禪庵に現に一の額あり左下隅に茅庵を遶し右側に左の文及和歌一首を書けり。  
何人の筆なるや知るべからずと雖も筆致幽雅なり。

秋の末つかた但馬國に下りけるに一道老禪師さかつといへる深山幽谷の庵にお  
はしますと聞きしも山道深くとふ人もなく道芝の一筋をしるへに分ぬれば(虫)盤  
若(虫)て半しら雲につつ(虫)かなる麓(虫)の庵有けるをとひより(虫)たゞ彌陀觀世音の  
ましますのみあなたふとと岩の雫を汲て老禪師にたつねまふてしをしるすのみ

珠菩提之心茂香久登明暮耳

盤若能志多之位保曾尊都喜

『正燈世譜、大徳寺世譜、紫岩略譜、大徳寺住持籍、宗鏡寺古文書、長禪庵古文書、安國寺傳説』

### 海門禪恪禪師

資母村内師の遺墨太だ多し。又師の書を火災防護の符となし、殊に其水字を珍重  
す。

師の傳は續近世禪林僧寶傳第一輯に編輯中に屬す。

予其著者小島文鼎師に請ふて其草稿を得たり。海門禪師の資母村に於ける事蹟

を述ぶるに先じて其草稿を掲ぐ。著者特に曰く草稿未定なりと。

豊前州自性寺海門禪師傳(原漢文)

師諱は禪恪字は海門圓通室と號す。防州熊毛郡光井郷の人。俗姓は市川氏。寶曆五年四月州の玉泉寺に投じ雲嶺和尚に依つて薙髮染衣す。時に十三なり。二十志を發して行脚し諸方の老宿に徧參す。中津の自性寺に抵り提州和尚に參見す。是より州の輪下を離れず。晨參暮請苦修徹骨。執侍するもの十又五年一日の如し。遂に州の印記を受く時に安永七年戊戌孟春師の歳三十六なり。此年五月州疾を以て寂す。遺命して後を師に付す。師乃ち爐鞴を恢張し玄化を宣揚す。道俗奔驟し遠近德に嚮ふ。天明乙巳大に旱す、庶民艱苦。中津侯深く憂ひ師を請して雨を祈らしむ。師八面山に登り穀を辟て祈念すること一七日滿願の日に到り甘澤沛然として枯稿皆蘇り上下驩忭す。侯莊田若干を寄せて謝を爲す。師の德風増々騰る。中津の郷民は養壽寺を勸め元里の郷民は光嚴寺を闢き並に師を請して始祖となす。師皆其法を分ち弟子をして之を董さしむ。自性に住すること二十餘年諸方の請に應じ法澤を行する五十餘會なり。是より先き花園海福院斯經和尚八幡の圓福寺を興造し江湖道場を創め住持すること年有り。經の

滅後其化を紹ぐ者無く且其業未だ完からず。寛政十年秋師自性の印を解き上足寧山を伴ふて幢を圓福に移し經の遺緒を續ぐ。衆と俱に作務執勞専ら興隆に努む。殿堂廊廡翼如たり。凡そ業林須る所の百物悉く備る。是に於て名四方に振ひ學者風を望で靡き尋常一百餘衆を下らず。文化元年甲子勅を奉じて妙心に視篆。九年壬申三住入寺し。闕に登りて恩を謝し玄徳升起聞ゆ。十年三月特に徽號を賜ひて圓通妙覺禪師と曰ふ。此歲四月濃の溪雲寺に在りて微恙を示す。十二日宴寂。世壽七十一。圓福に歸葬し爪髮を以て自性及花園趙州院に塔す。但の藏雲亦師の塔二基有り。未だ其緣由を詳にせず。嗣法雲崖寧山默傳中峯寒巖大圀一道の七人也。師は道學兼通す。蓋し東嶺以後傑出の碩匠なり。圓福道場斯經之を扨むと雖も師に到りて百度全く具備すと云ふ。

此文中但之藏雲亦有師塔二基と云ふは藏雲寺に一基、今井甚兵衛塋域に一基有るをいへるなり。其形全く相同じきも藏雲寺のもの稍大なり。而して兩者共に寒松塔と云ふ。藏雲寺のものには基石に

玉山座元禪師 文政十三年庚寅九月十二日

同裏面には

圓通妙覺禪師海門大和尚者七得法雨□於當山矣出家及在家菩薩浴其恩波者不可勝數也滅後葬城之圓福寺懇請分骨以奉入塔厥銘曰

黃金靈骨 蓋地蓋天 湘南潭北 塔樣圓々

文政二己卯之夏佛生日

現住 玉山謹誌

(註)文政二年は師の示寂の年文化十年癸酉より七回忌に當る。

玉山和尚の傳記に

遺命して寒松塔中に葬らしむ

とあり。是れ師の塔の基石に玉山座元の字有る所以なり。次に今井氏の寒松塔には其基石に

耕雲院一翁文二居士

天保十一年庚子二月八日

とあり。思ふに右玉山和尚及文二居士は共に師に渴仰焦燥の情を寄せ如是塔を建て己れも亦其中に葬らしめたるものならん乎。

抑も師が始て資母村を訪ひしは享和三年にして、藏雲寺に碧巖會を修して師を講師に拜請せしなり。闔衆一百五十員藏雲寺未曾有の盛況なり。是より屢錫を回し

玉山和尚文二居士を首め僧俗の歸趨厚く、今日尙資母村人の崇敬する處となりしなり。

師の嗣法弟子又我資母村に遊びしもの少らず。甲州寒巖和尚は文化十一年甲戌七月十八日西野々村大位氏に客中、前但州大守太田判官守延（太田三郎左衛門尉なり）を古城の下に祭り大いに供養の盛儀を張れり。

豫州宇和島等覺寺默傳和尚は文政七年秋より翌春迄藏雲寺に在りて靈源筆語を提唱、同九年九月再遊して金藏山に登り十一月藏雲寺にて達磨像の點眼供養をなせり。『續禪林僧寶傳、藏雲寺古文書、今井古文書、太田古文書』

### 今井良吾

良吾は今井彌太郎の弟、文化頃の人にして櫻井東門の弟子なり若冠にして笈を負ひ廣島に遊び東門の指示によりて頼春水之門に學ぶ、春水、文化十三年二月十九日七十一歳にして歿しければ、退塾後京都八木家を襲ぎ八木中務と稱し公家に仕へしも早世せり、頼山陽の知遇を得今井家にある彌太郎に宛たる手紙左の如し。

貴書被下忝拜誦仕候如諭未得拜顔候へども向暑之節愈御安清被成御座候由奉賀候誠にか家父事此度は不幸愁傷御察し可被下候就者御舍弟様御儀御退塾御尤之御

義奉存候病中以來不大方御介抱御苦勞被成下忝次第奉存候歸路は小生御同道申御世話に相成候段御心易御無理斗之事御座候歸京山田や方へ一書差出候相達候哉扱此度幸便に付御舍弟様より國元へ御下し物慥に落手早々便宜に相下し可申候御世話忝存候猶亡父より差續事故萬事御用捨なく御相談可仕候猶追々可申承御人またせ置走筆粗畧之至御推讀可被下候 勿々不盡

五月十四日

賴 德太郎

今 井 彌 太 郎 様

尙々良吾様別不裁答よろしく御傳可被下候縮緬之義直段如何程に御座候や此方よりも御頼可申候義も可有之左様御思召可被下候

妙義院日慈聖人

妙義院日慈聖人は法華寺の第二十世也。何許の人なるや俗姓生國を詳にせず。天保十五年本山妙顯寺の院代となる。頗る令名あり。同九月二十八日山主臨席し全山の諸役位合衆評して一派の長者を定めしに師は其第四位に選ばれしと云ふ。以て其道學を窺ふに足る

聖人の學徳に因り法華寺も亦寺格を昇進されたり。其許狀如左

一、但馬國出石郡赤花村圓融山法華寺二十世妙義院日慈本寺在役中格別之勤功有之に付今般依願永代準永聖寺格を許容候爲支證貫首本尊御授與之上者敢而無

疑滯者也

本山評定

弘化三丙午年八月

法華寺二十世

妙義院日慈聖人

眞峯宗正禪師

前住大徳泰勝庵七世長禪庵中興眞峯和尚諱は宗正、眞峯は字なり。明和元年庚申赤花に生る。橋本又左衛門の子也。少時橋本八兵衛に雇はれて牛を牧す。一日主人之に問て曰く汝が志望如何。曰く願はくば汝をして拜跪せしめんと。蓋し橋本八兵衛は累世の豪農にして出石領下の大庄屋なりしなり。主人曰く予が拜跪するは名僧と武人のみ。汝已に生れて農、且つ天下昇平、武人と成る能はず即僧か。曰く可なり。速に吾を寺院に周旋せよと。因りて合橋村安國寺某に依りて剃度す。後宗鏡寺に入りて内外諸典を究む。法を容山宗海に嗣ぎ、文化十五年戊寅四月二十八日大徳寺に視篆し其四百三十四世となる。時に五十六歳文政三年庚申東海に輪住。天保十年己亥春より龍寶山の位頭たり。又勝林軒に居る。天保十三年壬寅四月三日

長禪庵を再興し一尼を置いて之を看せしむ。嘉永四年辛亥正月十一日示寂す。世壽八十八。長禪庵に自贊の真相一軸あり。

七十餘年護祖風 着衣喫飯座禪宮

有人如問生前事 無是無非一老翁

又定鏡寺に藏さるる師の真相に拙叟和尚の贊あり曰く

傳持佛心印 撥轉正法輪 醉倒文殊酒

啖殺世間人 若提起如意 應拂這穢塵

と。以て其爲人を推ふべし。

師名を成して後赤花に歸省し橋本八兵衛に到るや一門歡迎して重慶せしめ互に久濶を敘し歡を盡せりと云ふ。

『大德寺世譜、紫岩略譜、正燈世譜、大德寺住持籍、長禪庵古文書、宗鏡寺古文書』

### 敬雲宗慈禪師

美濃國土岐郡釜戸村天猷寺第十世前往住妙心敬雲和尚は諱宗慈敬雲は字樵隱翁と號す。法を卓州下の春應に嗣ぐ。曾て勅を奉じて妙心に視篆す。嘉永六年一月十四日藏雲寺にて示寂。壽六十八。藏雲寺に塔す。樵隱塔と云ふ。右の外師の傳記

詳ならず。雖然藏雲寺との關係に至りては稍分明なるものあり。以下之を敍せんとす。藏雲寺に左の一軸あり。

克賓此去看興化 不與麼來得我禪

到日若無商量力 勘過何許打爺拳

泰道座元在予會裡成知客今告本師病來急

々省故應需而打一偈以成送行野章云

前花園 敬 雲 卍 卍

是れ師が濃州虎溪山永寶寺の禪堂にて四來の雲衲を接得せる當時の筆にして又藏雲寺へ回錫の消息を語るものなり。卽泰道座元とは藏雲寺第十六世泰道宗易和尚にして、師の輪下に在りて知客の重職たりし時、其本師大觀（藏雲寺第十五世）の病を省する時已に師を藏雲寺に請するの約ありしなり轉結の二句は此意を證す。而して大觀和尚の年譜を閲するに

弘化四年丁未 濃州釜戸天猷寺敬雲東堂を拜請して兩安居前半制極樂寺に於て

槐安國語提唱後半制當山に於て殘講提唱在衆七十員

三月宗謹（註、泰道諱を宗謹に改む）板を龍翔第一座に轉じ泰道と號す

四月十五日入院

嘉永元年 愚老大病ス至十二月不癒

嘉永五年 三月敬雲東堂閑居于當寺都衆三十

と。即前掲の偈と符合す。泰道の拜請により雲衲三十名を伴ひ、藏雲寺に於て禪堂を開單せしは嘉永五年三月なることを知る。藏雲寺禪堂の蹟は庫裡の南約三十歩に在り。現今菜圃と成る。禪堂の規矩は一に虎溪山に則りしこと師の遺筆に明なるも煩しければ此に掲げず。師は中山に在り道俗を接化するの傍、城崎郡氣比觀正寺、出石宗鏡寺等の請に應じ聚會を主裁し但州に禪風を振起せしも風土の障を受けしにや嘉永五年冬より病褥に就き翌正月二十四日化を他界に遷せり。遷化前十日、已に自ら起つ能はざるを知り泰道座元に印記を附し遺偈を認む、其印記左の如し。



又此印記を湖鱗和尚證明して曰く

敬雲東堂の印（原漢文）

東濃釜山天猷禪刹樵隱老大師は景川の嫡脈春江の的孫勅を奉じて華園に住し印を帯びて虎溪に寓す鵠林の跡を蹈み春應の光を輝かす大に爐鞴を開て仙陀を陶鑄し衲子を鉗鎚す天下遍く知る所也茲に當刹泰道子は予が法弟也相共に肩を并べて恩顧を承くる十有餘年也壬子の暮春師の法旆を當院に迎へ永く法幢を建て宗旨を立せんと要す。特に衆と謀て則僧堂を造營し師を採つて開祖と爲さんと擬す然りと雖旦夕の事に非ず秋間觀正宗鏡之請に應じ小春の初當刹に歸寓す俄爾病痾を發す醫を擇び方を求め日に丹を練ると雖其功驗無し癸丑始春十四烏筆を求め上件の一圓相並に遺偈を書して云く

朝三暮四 六十八年 無機無用 獨步青天

書き了り忽然座化す泰道座元予に什麼の事を請ふ需に應じて書す

石馬小住 湖鱗謹書 印 印

師の遺稿一卷あり。樵隱錄と云ふ。其中の偈二三を掲げん。即ち以て其禪風を窺ふべし。

禪關策進開講

函谷重關聳蜀山 長安大道徹禁寰

暫僞鷄狗犯金鑰 別在禪關々外關

成道忌(時師在虎溪)

虎溪間月引相過 垢面蓬頭出釋迦

那箇本分成道佛 白雲深處老僧多

誕生會

活捉蹇驢兼駿足 虛空背上使誰騎

跛脚雲門遲八刻 狗頭已漑獨尊兒

完鏡寺晉山

登臨圓覺伽藍窟 宗鏡影中仰聖君

香烟輕颺方丈外 散作石城五彩雲

夢窓國師五百年忌

廬陵米價本雖高 輸却心宗正覺高

如今五百年間化 海不深兼山不高

湖鱗楚東禪師

師諱は宗弼後楚東と改む字は湖鱗。資母村坂野岡田佐兵衛五男なり。文化十一年甲戌を以て生る。七歳藏雲寺第十三世玉山に投ず。

文政八年十二歳九月藏雲寺第十四世大觀に依て剃染す、既に長じて濃州虎溪に參じ春應の寂後敬雲に參じ遂に其印證を受く。弘化二年江州石馬寺に住し位を妙心第一座に轉ず。續禪林僧寶傳第二輯に師の傳を載す曰く

(原漢文(上略)) 學内外を該ね尤も文藻に長ず是に於て爐鞴を開き半規を行ふ學徒來り隨ふ者常に數十人行鉢作務衆と勞を俱にす明治九年一行三昧を修し菩薩戒會を設く後法山に視篆す資性淡泊物に凝滯せず又財利を事とせず老後每人を以て負はしめ或は東家に往き或は西家を訪ひ到る處問ふて曰く酒有るか曰く有り美味有るか曰く有り入て飲食し欣然として又人の背上に憑りて去る其灑脫此の如し明治十五年十一月念六日示寂す世壽六十九石馬に塔す、滅後其繼嗣人を得ず寺規稍紊れ藏書遺錄皆散佚して傳らず嘗て自像に題して曰く咄箇老漢漆桶不映人と爲り百醜千拙渾て一知半解無し只飽餐安眠を圖て全く準的無し貴に逢て瑤

瑠を肯はず賤に遇て奚ぞ瓦石を輕せん少を得て多を失ひ寸を進めて尺を退く天壤に獨立して今古を眇視す幻真々に非ず夢境何ぞ境ならん一彈指頃百年の流景盡十方空の諸聖賢吾と同一現す鏡中の影。『續禪林僧寶傳、藏雲寺古文書』

## 中山 三郎

三郎孝則と稱す姓は澁谷氏、三郎右衛門の長男にして天保四年十月十日を以て生れ、慶應三年二月家を繼ぐ、明治二年十一月久美濱縣より出石郡大庄屋を命せらる、同年十二月大郷長と改稱せらる、四年豊岡縣より中山の姓を許され尋で三郎と改名す。五年一月病院御用掛となり五月第二大區々長となり、地券取調掛附屬を命せらる、六年生糸改良社頭取に任じ、七年徵兵議員總區長徵兵取調役に就任。十月第三大區々長に轉じ八年坑業取締徵兵議員並に第一大區々長に轉じ、學區取締兼務、川筋普請世話方頭取を命せらる。十月區長及び坑業取締を辭し郷里中山にありて老後を養ひしも、明治二十年十二月二十六日逝去す。法名大楯義興居士性毅厲にして斗南の才ありしも、晩年は家運傾き凋落に終れり。

## 酒井與右衛門

與右衛門は友次郎の長男にして、嘉永二年十月二日生る、幼少にして好みて獨學教

理を研究し其奥義を究む、夙に殖産の發達に志し桑樹の改良、山林の植樹を獎勵し、又は手繰糸の品質不良なるを憂ひ、自ら先進地上野に遊び坐繰器械製品の方法を習得歸郷し、村中一ヶ所にて製糸せしめ橋本龍一の器械製品と共に外國輸出品として横濱に出荷せし事あり。又當時居村青年の風儀日と共に廢頽せるを憂ひ、明治十五年眞理舎を創立し之れが矯正に努力し爲めに純朴の一村を建設するに至る。事毎に躬行率先其範を示し郷黨慈父の如く敬畏す。

明治の初年豊岡縣より地檢下調方を囑託せられ、田畑山岳の丈量製圖をなし、現今の土地臺帳並に地圖の基本をなす。宜なる哉其篤行天朝に達し明治十六年夏侍徒高辻修長氏を派遣され特に太田校に召出され、左の賞辭と共に扇子一對を下賜せられ門閭に表旌せらる。其文左の如し

曩ニ高辻侍從民情視察御巡回之際殊更足下に面謁を許され平素之奇特善行を稱揚し屈せず撓まず其志を擴張候様勸誘有之今度扇子一對贈與相成候につき此段及傳達候

出石氣多郡長 西山員直

明治三十四年五月二十日五十四歳にて逝去す法名釋正縁と稱す。

因に長男(字子産號 東里)彖次郎は本資母村誌原稿の整理に勞を執られつゝありしが、昭和九年二月七日六十六歳にて逝去す。詩人にて、郷土の先覺者なり。

## 倉谷多都志

出石士族にして元豊岡縣書記を奉職す、明治十六年聘せられて中山村外十六ヶ村戸長に就職し、よく事務の刷新を計り村政之基礎を確立す敏腕なる事務家なり、在職中明治二十年山林耕地の測量検査を了し、明治十八年を以て畑山木村間十五町縣の道を改修せり、明治二十一年職を辭し、丹後加悦町長となり、後宮津町に老後を養ひしが明治三十五年頃逝去せりと。

## 橋本龍一

龍一は橋本八兵衛道和の六男にして弘化三年六月十日出生、明治六年雄志を懷き笈を負ひ東京駿河臺出石人依田董の塾に入り、英漢數學を學ぶ、在學中關東地方勸業狀況を視察し、養蠶製糸業の進歩せるを視、山陰地方の振はざるを慨し製糸業を企圖せんと意を決し學業を放棄し歸郷、東京築地小野組製糸場の器械に模して二人繰器械を設け少量の生糸を製造し其製品と當地方在來の製品とを租稅寮勸業課へ提出し試験を請ふ、當時の價格在來の製品は百斤四百五弗にして器械製の品は六百七十

入弗となり、同質のものにして其製法により價格に多額の差あるを知り決然製糸改良を計らんと上州富岡製糸(當時官營)を視察し其技術を習得し次で上武信各地の有名な製糸場並に養蠶家を歴訪す、當時各地とも器械製糸創立の際とて見るべきものなし、想ふに製糸の改良を計らんと欲せば良繭を得ざるべからず良繭を得んとせば優良なる蠶種、桑園、適切なる飼育法を得ざるべからざるを感じ明治七年一月上州島村田島武平に就き、蠶兒飼育及び蠶種製造法の傳習を受け蠶種五百枚と富岡にて桑苗一畝を購入歸國し國內有志に其改良の急務なるを力説せしも顧るものなかりしかば奮然意を決し、獨立器械製糸の經營を計畫し、器械場を建築して男女工數名を伴ひ富岡製糸場に到り傳習を受け七年六月歸郷直に水車運轉の器械を裝設し工女二十餘名を雇ひ創立従業して貳百七十斤餘の製品を得横濱に送り賣却せり、之れ關西に於ける器械製糸の鼻祖にして亦直接横濱市場と取引の嚆矢なりとす明治八年八月豊岡縣より表旌せらる其文は左の如し。

但馬國出石郡赤花村農橋本道 and 六男

橋本龍一

其方儀近來製糸粗惡ニ流レ御國產ノ聲價墜落スルヲ憂御趣意ヲ奉戴シ自費ヲ

以テ屢々富岡製糸場其他所々之製糸所ニ就キ數年講究ノ上於居村製糸器械所  
建設良好之品製造候段殊勝之事ニ付爲賞譽木盃一個下賜候事

豊岡縣權令三吉周亮代理

豊岡縣權參事大野右仲

明治八年八月十七日

明治十一年勸業局の命により其製造所にて製造せる蠶糸を米國に直送す、同年十  
二月蠶種製造を始め、家兄正隆に經營を委託す、明治十二年商務局の命に依り蒸氣汽  
罐を裝置釜數五十を設備し益糸質の改良と能率の増進を計り、明治十三年米國に直  
輸せり、爾後製品は横濱を經由し專米佛二ヶ國へ輸出せり、創業當時原料繭は主とし  
て武州及山陽地方にて購入せしも、明治十年頃より但馬國産を使用せり、明治十四年  
七月兵庫縣令森岡昌純之を視察し、明治十六年高辻侍從亦之を視察表旌せらる、明治  
十八年東京上野公園に開催せられたる繭糸織物陶漆器共進會に出品し、功勞賞狀と  
金二十圓を下賜さる。

功勞賞授與

兵庫縣但馬國出石郡上赤花村

金二拾圓

橋本龍一

曩ニ親ヲ諸國に遊ビテ製糸ノ景況ヲ歴覽シ又工男女ヲ富岡ニ遣シ繰糸ノ業ヲ學ハシメ或ハ蒸汽繰糸場ヲ興立シテ専生糸ノ改良ヲ勉ム其間許多ノ艱難ニ値フモ屈撓セズ遂ニ經營今日アルヲ致ス其勞著シ因テ之ヲ賞ス

明治十八年六月五日

農商務卿從三位勳一等伯爵 西郷從道

明治十八年分家し別に一家を創立す、明治二十三年財界不況の爲め經營困難に陥り廢業し明治二十七年八月一日歿す法名徳雲院龜岳善齡居士、性磊落にして崎行に富み機械に興味を有し晩年石油動力の自動車を發明せんと努力せしも恨らくは未だ成らずして永眠せり。

中野 弘

中野弘其先出石侯小出に仕ふ、彌右衛門に至り男元長を伴ひ中山に移住す、之れを元祖となす、世々醫を業とす、八世弘、始め一郎と稱し、恭堂と號す、九歳井上靜軒に文を、京阪諸大家に醫學及び儒學を受け、傍劍道を田中河内介に學ぶ、業就り郷里に歸り刀圭界に令名高し、性淡泊にして世事に拘泥せず、風彩亦典雅なり、明治之初年久美濱縣

より育英之任を囑せられ、本業の傍教授に従事す。其辭令左の如し。

但馬國出石郡中山

中野一郎

其村ニ於而最寄の近村組合之學校取建申度趣願出聞居候に付其方儀右小學校取締方申付候間童幼之手蹟素讀算術を初めとし農業者老壯に至迄孝悌忠信は勿論御布告の御趣意篤と爲申聞淳厚之風俗に立至り候様勉勵教導可致候。

老後益、圓熟し一郷之歸仰する處なりしも明治三十三年六月二十四日歿す法名仁厚院恭堂法聲日觀居士。弘餘間好て詩を賦す恨らくは其傳ふるもの一二に過ぎず

外祖父中山氏七十壽詞

鎮日啣盃養浩然 彼蒼爲與古稀年 不須方外求芝去 綠眼青眉是地仙

弘の凶報傳はるや櫻井兒山翁詩を賦して之を弔す

恭堂國手訃至賦之記哀

曾信人間勝天上 誰言天上勝人間 詩翁何意俄乘鶴 一去猴山不肯還  
春初來訪共裁詩 一醉陶然出竹扉 當日不知爲永訣 悔教良伴等間歸

醫服賦詩々足傳 宋明以外別開天 星翁衣鉢今何在 空對西山獨帳然

廣州宗澤禪師

師諱は宗澤。字は廣州。飽雲室と號す。但馬養父郡建屋村森の人也。俗姓は田村氏後に菅を稱す。父は庄左衛門師は其第二子。天保十一庚子年一月生る幼にして沈毅。嘗て群童と橋上に嬉戲す。一童誤て河中に墮つ。群童狼狽して作す所を知らず。師馳せて下流に到り身を投じて之を救ふ。儕輩警嘆す。年十二祐徳寺溫仲和尚に投じて出家す。師溫仲に侍するに至孝なり。溫仲酒を嗜むも資無く清醇を得ずして、濁醪を酌むを見て、自ら山に入り藥艸を採て錢に換え遠く清醇を沽ひ來て侑めたりと云ふ。又頗る敏穎。人の華嚴經中の一節一佛出世觀見法界艸木國土悉皆成佛と云ふを聞き深く信せり。或は法兄某が隻手何の聲有りやと云ふを聞き大に疑團を起せりと云ふ。十八歳より二十三年の間備前曹源寺儀山の輪下に在り行業純一苦練精究心境益進めば益究め遂に儀山の印可を受く。其最初の禪關を透りし時の如きは心有るものをして泣かしむ。卽禪堂に入りて三年一の所得もなし。師自ら責て曰く佛祖何人ぞ吾何人ぞ苟も向上の一着子を明めずんば僧となるも何の益有らんと。三門閣上に登り心に誓て曰く此際徹せずんば生きて閣を下らずと。

乃ち船若心經十卷を誦して頓悟を祈り、禪坐して寢食俱に廢す。第六日に到り未だ省あらず。哭泣して曰く噫、吾れ何の業障ぞと。將に一躍して身を閣下に投せんとす。脚欄干を躡むに當つて豁然として大悟す。拈喜に禁へざりしと云ふ。

明治元年儀山に隨て泉の南宗に在り。時に廢佛棄釋の論熾にして師の母杞憂して師に還俗を勸む。師峻拒して曰く已に是れ出家す當に身を以て法に殉すべき而已と。時に恰も海舶盛に砲銃を輸致し狩獵大に流行し、南宗の林苑鳥雀も巢に安ずる能はず。師乃ち一首の和歌を咏す。

鴉さへ安からざりし浮世にも

かわらざりしは墨染の袖

母師の志の奮ふ可らざるを知て敢て復言はず。九年大徳の芳春院に住す。寺は前田侯の菩提所なりしも當時寺運蹇剝殿堂殆ど壞れたり。師勇奮行乞して財を積み遂に中興の業を完成せり。後前田侯爵師を崇敬する事太だ篤く屢其邸に請じて化を受け又院に訪て誨を受く。二十三年四月大徳に視篆し翌年七月管長となり終身此職に在りき。四十年胃癌に罹り八月大學病院に入り治療を受けしも經過不良。遺言して曰く滅後大喪盛禮をなす勿れ山費を耗す勿れ口柩を車載して茶毘場に到

れば可也。又曰く身體髮膚之を父母に受く須く骨を我先塋の側に埋むべし是れ遺骸を父母に還す所以なり。と。十五日午下一點曰く我れ往かんと。便ち侍者をして身を起さしめ結跏趺坐して示寂す。壽六十七臘五十六。或人曰く居常師に對すれば庸流に異らず參禪して其室に入るや覺えず悚慄すと。以て師の偉人たるを知るべし。此外逸話多きも此に記さず。

却說師は嘗て藏雲寺に住せり。一日檀徒總代の者會す。時に鐵瓶に水無し。某手を拍つて雛僧を呼ぶ。雛僧唯して起つ。師急に止めて行かしめず。某曰く如何んぞ彼を吾用に供せしめざるや。師曰く此は寺也酒肆茶樓に非ず。又彼は僧也奴婢に非ず。況や各名有り。手を拍ちて之を呼ぶは何ぞやと。某理に於て窮するも勢に誇りて曰く咄青僧我意を迎へずんば則ち殆からん耳と。師切齒發憤即日藏雲寺を出で曹源寺に到り儀山に投せり。行くに臨み一の行李を指して曰く吾が爲に之を托送せよと。某等之を見るに梱包頗る丁寧なり之を提ぐれば大だ重し。遂に疑ひを生じ議して之を撥く即唯一巨硯を見る。因て師を硯坊主と呼べり。其後明治三十四年四月藏雲寺に授菩薩戒會を設け師を請す師時に本山管長たり。晋山の偈を唱へて曰く

柳栗横檐出帝京 千山萬水適幽情

到來殊好昔遊地 老婆溪邊喚舊名

と。檀家の某甲某乙等訝りて師に問ふに昔遊地及舊名等を以てす。師上件の事實を語る。即往昔の硯坊主現今の管長なり。一衆慚悔し又轉た尊崇を増せりと云ふ。附言 師の傳記は續禪林僧寶傳に載するも此一挿話を祐德寺のものとなす。誤れり。予其著者に訂正を請ひ且つ師の唯一の法嗣現大德管長圓山要宗老師に僧寶傳是なりや藏雲の記録非なりやを問ひしに左の答書を得たるを以て掲て參考に供す。曰く

曹源寺十世寶船鑑和尚遷化十一世として大丘行和尚出世。時に曹源を下錫するもの眞淨詮廣州澤觀音應。應は伊深へ詮は越後に走り廣州は中山藏雲に隱る。住院相談會の節右の事(蓋し上述の一件也)生じ廣州憤然として下錫。再び曹源に歸せり

右飽雲室より直に聽取せり。僧寶傳が誤つてゐるからとて答メル譯にも不行云々『續禪林僧寶傳、藏雲寺古文書、大德管長の尺牘』

禎次郎は今田宇右衛門の長男にして太郎吉と稱し嘉永二年十一月六日生る。幼少の頃宿南池田草庵に師事す、明治七年中山村用掛となり、九年豊岡縣より山林原野河川堤塘下調掛を命せられ、十二年但馬各郡聯合會議員及中山村外五ヶ村戸長役場用掛となり、十三年同上戸長及兵庫縣會議員に推され、縣道南明藤ヶ森峠改修に努力す、十六年中山村外十五ヶ村會議員、同議長、但馬各郡聯合會議員に再選、十八年但馬聯合會議員に三選及び縣會議員に再選、十九年但馬聯合會議員に四選、二十年縣蠶業取締所議員、登尾縣道更正委員、蠶業會副會長に推さる、二十一年縣蠶業取締所副頭取及び縣會議員三選せしも、三月縣會常置委員選舉に當り騷擾起り解散せらる、四月縣會議員に四選し生野出石縣道出石郡中山村三ヶ村二十八丁の改修に努力す、同年郡徵兵參事員、出石氣多勸業會委員となり、二十二年縣蠶業取締所頭取及日本蠶糸業中央部會議員となる、同年資母村合橋村二里十一町縣道改修に努力す、二十四年出石郡私立勸業委員、同上副會頭並に縣郡部會常置委員となり、二十五年縣會議員に五選し縣會郡部會副議長に推され、資母村會議員に當選、二十六年室埴村長に聘せられ、郡勸業會長となり、二十九年郡會議員となり、三十一年同上參事會員となる、三十二年資母村助役となり、次で村長に推され、三十三年村農會の創立さるや農會長となり、郡農會副

會長に推さる三十六年出石郡會議員に再選し、四十年四月資母村長に再選し、赤花校新築、資母校新築を計畫し工成らず、二豎の犯す處となり在職一ヶ年に滿たず四十一年三月三日を以て逝去す、法名資忠院仁念禎義居士享年六十歳なり。明治三十一年四月嘗て室埴村長在職中日清戰役の勞に依り木盃一組を下賜せられ、三十九年二月伊藤兵庫縣農會長より農事功勞表彰狀及銀盃一個を贈與せられ、同年三月大日本農會より農事功勞を表彰せらる、資性個儻放肆、己れの欲する處に邁進するの風あり、就中縣會議員在職中、土木事業に貢獻せる處多く、又農蠶業に熱心にして縣及び郡に於て此方面に努力せる事舉て數ふべからず。

#### 精畊宗侃禪師

師諱は宗侃字は精畊。中山今出萬平の三男也。天保十四年一月二日生る。七歳合橋村安國寺石門和尚に投じて剃度を受く。石門の寂後大梁に依る。稍長じて出石林鼎藏に就き儒典を究め次で撥草瞻風す。十七歳にして安國に住持し、明治五年(三十歳)東都教部省の設置せらるゝや妙心の韜谷其要職に在るを頼りて此に學ぶもの一年餘、出石に三丹の中教院を設置せらるゝや招請されて三條の教憲を説き教官並に試験員となれり。是より先明治二年牧宗禪師泉の南宗に禪堂を開單するや師も

掛錫して宗の鉗鎚を受くるもの二年、其際宗の貴重する所となる。明治七年宗大徳寺の住持となるや明治十一年召されて執事となる。同年十月より翌年四月に至り、九州へ布教す。十五年初て大徳一派の大會議を開く、師之が主宰たり。十六年播州寶林寺を再興す。十七年大徳寺獨立して一派の管長を置くや牧宗其任に當り、師は益奮勵輔佐す。十八年安國寺住職を辭す、十九年開山五百五十年遠忌を營む。

集る雲水四百。二十年養徳院に住す。二十四年宗鏡寺を兼ぬ(後四十二年罷)二十八年伊賀の某寺を兼務す。同年大徳に視冢す。三十年一派の憲章及諸規則を頒ち同年管長事務取扱を命せられ翌年十二月差免。三十四年より一派の顧問となり、四十二年東海を兼務。大正二年三月管長代理として壹州安國寺の授戒會の戒師たり、大正四年十二月十六日示寂。世壽七十三臘六十五。遺偈に曰く

風前月下 認影爲眞 一機瞥轉 忘境忘人

と。思ふに師の一生は大徳寺の爲め其全精力を傾倒せるものにして、大徳寺の明治初年以來の護持は盡く師の方寸より出しものと云ふも過言に非ず。抑、師が牧宗の召に應じて安國を出で大徳に到るや時恰も廢佛毀釋の後を受け各本山の衰頽其極に達し、大徳の如きも今日國寶の價值ある探幽應舉が丹青を揮ひし襖軸物の類聚め

て一束となし反古の價を以て賣られしと云ひ、名工巨匠が心血を灑ぎし殿堂彫刻品も薪柴を以て評價せられしと云ふ。以て其慘狀の一斑を知るに足れり。古來大徳寺境内は方八丁支院八十と稱されしも當時殘存せるは數指を屈するに過ぎず、此れも亦無住にして敗垣破屋狐狸盜兒の巢窟となり滿目荒涼。加之明治十二年京都はコレラに襲はれ病勢猖獗を極む、當時避病院の制度未だ備らず、大徳は市外にして而も太だ遠からざるに由り之が避病舎に充てられ今日特別保護建造物たる佛殿法堂を以て傳染病者の呻吟場に供するの奇觀否慘狀を呈し、今人の想像だも爲し得ざる有様にして、昔時の盛大を知る當時の人が其現狀に接して果して何の感か有りし。師は此間に處して卓然屈せず道心益堅固護法愛山の念に燃え、牧宗の麾下に在りて夙に保守的官僚的舊精神を一派より驅逐して立憲的平民宗政を畫策實行せしは誠に卓見なりと言はざるべからず。當時師謂く、先づ財政を確立せざるべからずと。乃ち本山維持方法を樹てんが爲に宮内省、各皇族及諸名門に出入して其扶助を請ひ、菩提講を組織するや幸にして山岡鐵太郎櫻井勉三井銀行其他諸名士の聲援贊助を得て漸く基礎を鞏め、法燈を已滅に挑ぐるを得たり。次に一派の紀綱を制定し堂宇の一大修覆を敢行せり。當時妙心の前田南禪の長山及大徳の師を稱して臨濟宗政

上の三傑と呼ばれしも宜なりと云ふべし。師は又敎校の創立者として功績高し。即大徳維持方法定るや、徒弟の敎育機關設置を大呼唱道し、明治二十五年、大徳南禪相國永源佛通の五派聯合して大徳山内に一の敎校を設く。是れ現今の紫野中學の前身たる聯合般若林なり。此宗學林最初は佛典と漢籍とのみを授けしも、師の慧眼、徐ろに改正し時勢の進運を察して普通學を併せ授け、生徒當初は二十餘名なりしも明治末年には七十、大正四、五年には百餘名となり、大に其學制を改革して中學となし現今は四百に到る。師は校長の職に在ること十數年に及ぶ。師の薰陶を受けし者數百名。學科の選擇、良書の購求、校紀の振肅、良敎師の傭聘、校舎の増築等師が老後の全精力を注ぎしは實に育英事業なりしなり。

或人師を評して曰く、師は身體強健精力絶倫意志鞏固、一旦善矣と信じたるものは之を貫徹せずんば止まず。然も度量あり能く人を容れ嘗て姦險なる術策を用ひず正義正論を主張して一步も譲らず、若し他人の所説我に勝る所あるを知るや能く其主張を取捨す。居常質素にして少量の酒を嗜み酔ふや陶然呵々大笑すと。師宗政勸學の餘、詩偈を弄す。其數蓋し一卷の書を成すべし。然れども筆者未だ之を見ず。般若林の機關雜誌に掲られしもの二三首を轉録して其一斑を窺ふ。

拜本師塔

爲道做僧道未成 強忍羞恥拂墳塋

秋風蕭颯斜暉夕 空憶前途幾里程

奠父母墓

考妣捐吾知幾年 往事空憶古墳前

深恩未報身先老 落葉風寒暮雨天

奉悼明治天皇

不許論功說聖皇 言辭豈盡大明量

西東回首山河寂 肅々仰天空斷腸

悼乃木大將

青天霹靂愕群倫 方識千年忠義神

臣道未亡猶堪傲 欽仰遠及異邦人

觀菊

培漑效成三四疇 金英翠葉傲霜秋

風流知不輸彭澤 借問有人送酒不

祝般若林圖書館開設

清時幸免秦坑厄 閭巷尙存今古書

何擇佛耶與孔老 山川異位說樵漁

『雜誌紫野之友、師の直話』

岩破勢吉郎

勢吉郎は城崎郡奈佐村宮井、三宅治右衛門二男にして、弘化二年一月一日生る、明治六年十二月十二日岩破平右衛の養子として入家す、性率直にして農事に勤勉努力し躬ら其範を示す、人に對し懇切にして専心事に當り終りを全うせざれば中途に止めず、郷黨皆其德に服せり、入家當時岩破家は疲弊其極に達し母家を一時校舎に貸與し、家族は部屋に入り陰忍努力し數年ならずして舊に復す、選ばれて三藤の長となり又村農會名譽會員に推さる、不幸二回の大災に遭遇し家屋を焼失し且長男春平夭死せしも屈せず、撓まず益精勵以て舊態に回復す、郡農會長平尾源太夫、出石氣多郡長西山員直、縣農會長多木彥次郎諸氏より篤農家として表旌され殊に縣農會長多木氏より銀盃を贈與して其德を門閭に表彰せしも宜なりと言ふべし、實に始中終、陰德を以て生涯を送り質實剛健の風あり、郡農會長、郡長の表彰文左の如し

岩破勢吉郎

父平右衛門之遺志ヲ繼キ夙ニ心ヲ殖産ノ道ニ竭クシ村内ヲ勸誘シ勤儉家ヲ治メ身ヲ持シ近郷ノ模範トナル其功顯著ナリ依テ之ヲ嘉賞シ金壹圓ヲ附與ス

明治二十一年十二月五日

出石氣多郡長 西山員直

出石郡資母村ノ内中藤ヶ森村 岩破勢吉郎

明年七年家務ヲ繼承シ同十四年戸長ニ任セラレ後選レテ村會議員學務委員等ノ名譽職トナリ多年村務ニ執掌シ夙ニ勸農ノ志篤ク普通農事ニ苗樹ニ蠶業ニ各其改良發達ニ努力スルコト三十餘年一日ノ如シ尙勤儉貯蓄ノ勸奨ニ力メ村民ノ風儀ヲ矯正スル等其勞效洵ニ公衆ノ模範タリ仍テ出石郡農會表旌規程ニ依リ磁製盃壹組ヲ贈與シ以テ之ヲ表彰ス

明治四十年六月二十日

出石郡農會長 平尾源太夫

大正十二年四月九日逝く、法名中興院積功累德居士と稱す、長男春平溫厚眞摯にして父の志を繼ぎ勤勉にして至誠事に當り、一つに農村の繁榮に努む、農事の改良風俗

の矯正に努め地方の模範村として推選せらるゝに至れり、其他公職として農會副會長、同評議員、村會議員等に選ばれ將來益囑望せしも不幸二豎の犯す處となり明治四十三年四月二十九日三十六歳を以て天死す、法名大覺院晴耕雨讀居士と稱す、家世々出石藩大庄屋格にして苗字帶刀を許さる。

#### 太田吉右衛門

吉右衛門は先代義明の二男なり、家世々生野領の庄屋となり父義明に至り長老を以て帶刀を許さる、吉右衛門弘化四年九月二十五日を以て生る。幼名を新太郎と稱し後環と改め家名を繼ぎ吉右衛門と稱す。安政元年八歳にして笈を負ひ、丹後熊野郡川上村大雲寺千邦和尚に就き漢籍を學ぶ、安政六年師久美濱宗雲寺に轉ずるに及び隨行す居る事四年、文久二年十六歳にして郷に歸る。明治八年地券下調方を命ぜられ、九年伍正、十二年山林原野地等調査委員並に郡山岳地等調査委員に擧げられ、山林原野の基礎調査をなす、十三年第五戸長役場用掛となり、十四年中山村外十六ヶ村戸長並に、日向村外五ヶ村戸長を拜命し、十五年太田組衛生委員及び郡衛生通信委員となり、縣道南明藤ヶ森峠改修に盡力す。十六年太田組村會議員及中山組合村會議員、郡全町村組合會議員及中山組衛生委員に推され、同年七月各戸長役場を統一す、十

七年出石氣多兩郡聯合衛生會委員及中山組村會議員再選せられ、十九年出石氣多兩郡勸業會議員、出石郡蠶糸業組合會議員、中山村外十七ヶ村村會議長に推され、郡勸業會議員を兼ね、出石氣多兩郡町村組合會議員となり。二十年出石郡組合會議員、出石郡勸業會議員に再選し、二十一年中山村外十六ヶ村蠶糸業取締役、二十二年資母村會議員、道路委員、郡町村組合會議員に三選し、二十六年高等科設置委員となり、二十七年高等科建設委員、二十八年七月資母村助役に推され、三十一年村會議員に三選し、三十年出石郡會議員、及副議長となり、三十八年五月村長並に農會長に推され、三十九年赤花校新築位置問題の紛糾を解決、新築の計畫をなし招魂碑を建設す、四十三年村會議員に四選し、爾後學務委員に二期間就職し、大正六年家政を其子に譲り、悠々老後を養ひしが病を得、大正十五年七月逝去す、法名隆光院齋堂義信居士行年八十歳、明治三十九年日露戰後の功に依り勳八等に叙し、白色桐葉章を授けらる、資性濶達にして燃犀の明あり。

逝去に及び村長今井甚兵衛靈前に祭文を讀む其文左の如し。

維時大正十五年七月六日、資母村長今井甚兵衛謹テ故太田吉右衛門氏ノ英靈ニ白ス、君ヤ元氣潑刺快活ノ士、夙ニ公事ニ盡瘁セラレシハ、世人ノ等シク熟知スル所ニ

シテ、明治維新以來町村制發布前後ニ於ケル諸制度ノ革新、時局多端ナル秋ニ際シ、非常ノ困難ト忍耐トニ堪ヘ、克ク戸長、助役、村長ノ重任ヲ荷ヒ、或ハ郡會議員、村會議員、其他ノ公職ニ數次從事セラレ、其明晰ナル頭腦ト老練ナル手腕ニ依リ、地方行政ノ爲ニ努力セラレ、自治圓滿發達ノ基礎ヲ確立ヒラレタル功績實ニ顯著ナリシハ、村民ノ畏敬欽慕措ク能ハサル所ナリ、近時身閑地ニ就カレ、專念老後ノ靜養ニ勤メラレシモ、不幸天壽ヲ假サス、溘焉トシテ長逝セラル、轉タ痛惜ノ情ニ堪ヘス然レ共、其偉勳ハ長ク村民舉リテ其功ヲ仰ク又餘榮アリト云フベシ、茲ニ神聖ナル齋場ニ於テ、村民ヲ代表シ、香ヲ典シ、弔詞ヲ呈シ、滿腔ノ悼意ヲ捧ク、在天ノ靈魂尙クハ髣髴トシテ來リ饗ケヨ。

### 橋本 江 笠

江笠は先々代八兵衛政義の長男にして慶應二年十一月十五日生る。幼名丑之助と稱す。幼にして父政義死し、叔父正隆家督を相繼し養はる、始め豊岡中學校に學び、明治二十九年九月東京駒場農學校(農科大學之前身)に入り、螢雪の功を積みしも先代正隆の喪に遭ひ、歸郷家督を相續し、江笠を襲名す、明治二十九年大地主選出郡會議員に推され、三十年村長に就職し、中藤校の改築及び役場の新築をなし、三十二年郡會議員同

參事會員に選ばれ、四十四年縣會議會に推され、縣畜産會名譽會員となり、大正十五年村長に再選せられ、在職五ヶ月にして職を讓る。大正十一年三度村長に選ばれ、南明道路改修、中山久美濱線縣道編入、警察署駐在所間専用電話の架設等に預りて力あり、大正十二年資母信用購買利用組合の設立に當り、組合長に推さる。大正十三年職を辭す、其他徵兵參事員及び村會議員四選す、資性倫魁にして、郷黨欽慕の的となり、村の重鎮たりしが病を得、昭和三年三月十四日歿す、法名崇徳院松月晚翠居士行年六十三歳、家豪農にして、世々出石藩大庄屋なり、先代江笠正隆と稱し、明治十二年縣會議會に選出せし事あり、父八兵衛政義篤厚にして、大庄屋格にして、碎心藩の爲に盡す、平尾鎌田等と宮内に樂々園を作りし事あり、江笠逝去に際し、村長今井甚兵衛靈前に弔詞を讀む、其文左の如し。

維時昭和三年三月十七日、資母村長今井甚兵衛、謹テ故橋本江笠氏ノ英靈ニ白ス、氏ハ高德英明果斷決行ノ士、夙ニ公事ニ盡瘁セラレ、三部制當時ニ於テ、地方行政ニ致サレタル功績偉大ナリ、殊ニ村政上ニ就テハ、村長トシ、村會議員トシ、終始其責任ヲ負ヒ、其局ニ當リテ一身ヲ犠牲ニ供シ、難局打開ニ努力シ、以テ専心村治ノ圓滿發達ト、村民ノ福利増進ニ猛進セラレ、遺憾ナカラシメタルハ、氏ノ配慮統治ノ宜シキヲ

得タル結果ニ外ナラズ、村民ノ等シク畏敬欽慕シテ止マザルモノ亦宜ベナリト言フベシ、今ヤ時局益、複雑多端ノ秋ニ際シ、事理ニ精通シ村ノ重鎮タル老練家ヲ失ヒタルハ本村ノ爲、痛惜ニ堪ヘザル所、宛ラ暗夜ニ燈火ヲ失シ赤兒ノ慈母ニ離レタル感アリ、嗚呼氏が明快ナル頭腦ノ本ニ、非常ノ忍耐ト困難ニ堪ヘ、過去三十餘年ノ歲月ヲ社會公共ノ爲メニ盡サレタル舊功ヲ想フゴトニ、新悲ヲ増シ涕淚覺エズ襟ヲ沾スノミ、茲ニ神聖ナル齋場ニ於テ、村民ヲ代表シ香ヲ典シ花ヲ供シ、恭シク弔辭ヲ呈シ滿腔ノ悼意ヲ捧グ、在天ノ英靈冀クハ髣髴トシテ來リ饗ケヨ。

### 今井 雨 香

安政元年十一月養父郡淺野村橋本元貞の二男に生る。幼名を敬太郎と稱し慶應三年八月二十四日十四歳にして今井彌太郎の養嗣子として入籍す。出石藩儒林晁一先生の門に入り漢籍詩文を修む、在學數年郷に歸り家名を繼ぎ甚兵衛と稱す。明治六年豊岡縣第二大區第四小區學校事務掛となり、七年地券下調掛第四小區副戸長となり等外四等出仕申付らる。八年物産蕃殖掛となり等外三等出仕申付く、九年三原村外八ヶ村受理戸長となり官民有區分並に錯雜地組替に努力す、十三年中山村外十七ヶ村戸長、並に山林原野地等調査但馬國比較議員に推され、十四年縣農事議員、

十五年第六番學區取締、郡衛生委員、郡人民總代、豊岡中學校、但馬各町村聯合會議員に當選、中山村生糸縮緬屑物賣、紹介業、永昌社社長就職、十六年郡蠶糸業議員、蠶糸業、但馬聯合會議員及縣會議員に補缺當選す。此間畑山、木村間縣道改修に盡す。十九年出石郡會議員及び資母村會議員に當選、二十年出石郡所得調査委員に、二十一年中山村外十七ヶ村戸長に推され、生野出石縣道中山村三ヶ村道路改修に努力し、二十二年郡蠶業常設議員となり、町村制施行され、戸長より引繼ぎ、村長に就職、資母合橋所屬縣道二里十一町改修に盡し、二十四年中藤校新築、同年再び所得稅調査委員に選ばれ、二十六年村長再選、出石氣多徵兵參事員に推され、二十七年修道校に始めて高等科併置、二十八年高等科校舍新築、同年帝國教育大會議員、郡全町村組合會議員に選ばる、二十九年赤花校舎増築をなし、同年再び縣會議員及び郡會議員當選、三十二年三度縣會議員に當選、三十三年村長三選、太田校の改築及紛擾せし、避病舎の位置を定め、新築し、久美濱福知山線の縣道編入に努力す、三十五年職を退き、出石貯蓄銀行頭取に選ばれ、出石町に居住せしも、同行五十五銀行と合併せしかば、郷に歸り、大正五年家を養嗣子、在止に譲り、雨香と改名、専ら管搦の技に悠々自適、老後を養ひしも、病を得て、昭和六年十一月五日逝去す、法名桂徳院、天真、雨香居士、行年七十七歳、氏の事業は前記の外、地租改

正、出石電信局設置、郡役所の建築、出石警察署改築、豊岡中學校敷地買収、出石陶器試験所新設等、縣會在職中努力せし功績多し、明治三十年日清戰役の功により木盃一組を賜ふ。

資性弘豁にして村の魁宿たり、家豪農にして世々倉見領の大庄屋を勤め、名字帶刀を赦さる。逝去に及び村長太田誠一靈前に祭文を讀む左の如し。

維時昭和六年十一月七日資母村長太田誠一謹デ故今井雨香翁ノ英靈ニ白ス  
翁ハ資性溫厚ニシテ弘豁明治維新以來衆望ヲ荷ヒ幾多ノ公職ニ從事セラレ殊ニ町村制發布前後ノ諸制改革多難ノ際ニ際シ戸長ヨリ第一次ノ村長トシテ其重職ニ就カレ或ハ村會議員縣會議員ニ舉ゲラレ其治績ハ枚舉ニ遑アラズ就中改租當時ニ於ケル官民區分、錯雜地組替、山林原野地等調査等ノ創業ノ事務又ハ道路ノ改修學校ノ建築等ニ努力セラレタル功績ハ偉大ニシテ實ニ本村ノ圓滿發達ノ基礎ハ全ク翁ノ献身的努力ノ賜ト云フベシ、後年實業界ニ勇飛セラレシモ晩年ニ至リ搦管ノ餘、韻事ニ親シミ光風明月ヲ友トシ悠悠々自適村ノ魁宿トシテ村民欽風敬慕セシニ不幸昊天壽ヲ假サズ溘焉トシテ逝去セラレ今ヤ幽明所ヲ異ニシ再ビ其溫容ニ接スル能ハズ村民悉ク痛惜嘆嗟セザルハナシ於戲哀シイ哉

サレドモ其治績ノ功ハ長ヘニ資母村政ヲ飾リテ身後ニ記憶セララルベシ  
冀クバ後生能ク先思ヲ繼ギ前烈ヲ顯揚シテ以テ故人ニ報ゼン

茲ニ神聖ナル齋場ニ於テ村ヲ代表シ花ヲ供シ香ヲ典シ弔詞ヲ靈前ニ捧ゲ悼意ヲ  
表ス靈魂尙クバ髣髴トシテ來リ饗ケヨ

### 澁谷季藏

村の豪家澁谷喜兵衛の二男にして安政五年十二月三十日生る。幼少の頃出石河合某につき漢學を學ぶ、明治十五年中山組戸長及び學校世話掛となり、十七年四月雄志を懷き、郷關を出で、神奈川縣土木課雇拜命、在職二年郷里に歸り、二十一年中山村外十七ヶ村々會議員並に郡町村聯合會議員に推され、三十年學務委員に當選、三十五年村長並に農會長に推され、繁雜なる戰時行政の衝に當り、三十五年日露戰役の功に依り、勳七等青色桐葉章を賜ふ、大正五年十二月再、村長に當選世論沸騰せる米穀検査の施行に努力す、其他太田校玄關増築計畫をなし、在職一年有餘職を辭し、風月を友として老後の閑日月を送られしに、不幸にも昭和八年八月五日山陰旅行の途路、城崎驛に於て不慮の災厄に依り逝去す、行年七十六歳なり、法名仁照院、常道和樂居士、資性叡智にして磊落耆賢の稱あり、八月六日葬儀式場に於て村長太田誠一祭文を讀む、其文左の

如し。

維時昭和八年八月六日資母村長太田誠一謹デ故元資母村長勳七等澁谷季藏翁ノ  
靈ニ白ス

翁ハ資性叡智磊落ニシテ耆賢ノ稱アリ、幼少ノ頃出石河合氏ニツキ漢籍ヲ學ビ、若  
冠ノ頃雄志ヲ懷キ郷關ヲ出デ、神奈川縣土木課ニ奉職シ敏腕ヲ振ハレシト聞ク、歸  
郷後村會議員、郡町村聯合會議員、學務委員、村農會長等幾多ノ公職ニ從事シ、明治三  
十五年本村長ニ就職セラレ繁雜ナル戰時行政ノ衝ニ當リテ克ク其ノ大任ヲ全ツ  
シ、大正五年更ニ村長ニ就任セラレ、ヤ世論沸騰セル米穀検査ノ施行ニ盡瘁セラ  
レタル等勞效洵ニ尠シトセズ、晩年ニ至リ閑日月ニ老後ヲ送ラレシニ不幸昨五日  
不慮ノ災厄ニ依リ溘焉トシテ逝去セラレ、今ヤ幽明其境ヲ異ニスルニ至ル、噫悲イ  
哉、爰所ニ神聖ナル齋場ニ於テ村ヲ代表シ翁ノ遺功ヲ偲ビテ厚ク感謝ノ意ヲ表シ、  
花ヲ供シ、香ヲ典シテ弔詞ヲ靈前ニ捧グ、靈魂尙クハ髣髴トシテ來リ享ケヨ

#### 小畑源之助

氏は明治八年本村に生れ、二十九年小畑織布工場を起し、後之を但馬織物會社とな  
し、三十五年解散と同時に縣の囑託に依り二府九縣の織物業を視察し、浩漭なる報告

と共に勸業政策の建言をなし、三十七年京都に出で織物倉庫會社を起し、其他各般の事業に干與し、大正元年日本ペイント會社に入り、爾來一人一業と、共存共榮を主義としたる獨特の經營をなし、九年代表取締役に任じ社長として今日に及ぶ。

其間輸入を防遏し輸出を増進し、本邦の塗料工業を率ゐて獨立の域に達せしめ、且つ事業を中心として國民の指導教化に力を注ぎ、國家社會に貢獻する所多く、今上即位の大典を擧げさせたまふに際し、朝議其の善行を表彰し、明治十四年十二月七日勅定の綠綬褒章を授け賜ふ。

氏は全國產業團體聯合會總務たるの外、大阪商工會議所顧問、社團法人大阪商工協會會長、大阪發明協會副會長、日本工業協會專務理事、日本經濟聯盟會、日滿經濟協會理事、社團法人大阪工業會理事、大阪市職業紹介事業後援會會長、社團法人工政會關西支部長、商工省生産管理委員會、財務管理委員會各委員、內務省健康保險審査委員會、職業紹介委員會各委員、等數多の公職に推舉せられ、又財團法人大阪府警察官救慰會、財團法人工業教育振興會、財團法人國民工業學院等の理事として重責を負ひ、産業は素より、教育、社會、宗教等各方面の事に盡力し、人格德望を以て關西實業界の重鎮たり。

氏の經營に係る日本ペイント株式會社には曾て勅使御差遣の事あり、又幾度か皇



## 第九篇 民俗

## 概 説

自然は悠久なり。資母村を圍繞する山脈諸部落を貫流する河川、四季の風光、春風秋雨、夏暑冬寒、乃至飛鳥走獸等、其百年前と今日と殆ど大差なからん。然れ共古老の言に依れば、現今は古へより降雪の量大いに減せりと云ふ。又往古は野猪山鹿、毎冬人を驚かし、狐狸野猿は人目に慣れたり。悠久な自然界すら此變化あり。況や匆忙たる人事に於てをや。結髪せる男子、帶刀せる武士、帶を前結びにせる女子、山岡頭巾を冠れる童稚等、人事百般に互りての變化は蓋し現代人の想像に餘り有りと云ふを得べし。

茲に資母村誌の稿を脱せんとするにあたり、是等の變遷移動を叙して其中に加齒せしめん事を村長に請ひ、題して民俗と稱す。庄屋年寄の役人を村長里長と呼ぶが如き制度の變遷より衣食住冠婚葬祭、善いぢやないか踊り、方言民謠等に及ぶ、人事の百般を收む。然れ共研究日淺く、参考書に乏しく、固より淺學短才、取捨其宜しきを